

告 示

埼玉県告示第三百八十三号

志木市から志木都市計画特定用途誘導地区の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕